

自分たちの地域は自分たちで守る

# 自主防災組織を 結成しよう！

## 自主防災組織って？

自主防災組織とは、地域に住む皆様が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、町内自治会やマンション管理組合等を単位として自主的に結成する防災組織をいいます。



## なぜ必要なの？

大規模災害が発生したとき、市や消防・消防団等の防災関係機関は総力を挙げて救援活動を行います。しかし、大規模災害時には救援要請の増加や交通事情の悪化等により、防災関係機関が現場に到達するまでにかなりの時間を要する場合もあります。

平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助（公助）により救出されたのはわずか2%で、残りの98%は、自力（自助）または家族や隣人などの地域住民（共助）によって救出されました。

災害発生後、直ちに効果的な防災活動を実施するためには、平常時から地域の協力体制等について検討したり、定期的な訓練をしておくことが必要です。

## どんな活動をしているの？

＜日常の主な活動例＞

- 防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内の安全対策）
- 地域の災害危険個所の把握（防災マップ等の作成）
- 防災資機材等の整備
- 防災訓練の実施
- 高齢者、障害者等の災害時に特に配慮を要する方への支援対策



◆自主防災組織への助成制度については裏面を参照◆

# 自主防災組織への助成制度

## ① 組織を結成したとき

世帯数に応じた防災資機材と防災基旗を供与します。

世帯数	防災資機材供与額
49世帯以下	50,000円以内の資機材
50～299世帯	80,000円 //
300～999世帯	100,000円 //
1,000世帯以上	120,000円 //



## ② 組織が訓練等を行ったとき

参加人数に150円を乗じた金額を申請により、年度1回助成します。

## ③ 組織が防災活動に必要な資機材を購入（貢借）したとき

助成限度額の範囲内で資機材購入（貢借）に要した費用の2分の1を、購入と貢借それぞれ年度1回ずつまで助成します。助成限度額から支出した後の残額を次年度以降に引継ぎます。（毎年更新されるものではありません。）

＜助成限度額＞ 100,000円+世帯数×400円

※下記の条件をいずれも満たす組織については、再助成限度額の範囲内で再度助成を行います。

- ア 助成限度額から支出した後の残額が10,000円未満となった年度の翌年度から5年以上を経過していること
- イ 再助成申請前の過去3年度において、活動助成の対象となる防火・防災訓練を2年度以上実施していること

＜再助成限度額＞ 250世帯以下の組織 100,000円  
251世帯以上の組織 世帯数×400円

## 資機材収納倉庫設置場所の確保

町内自治会館等の敷地利用や地元住民のご理解による提供等、基本的には組織において確保をお願いしております。

ただし、町内自治会館等が無いなど、どうしても確保が困難な場合、一定の条件はあります、千葉市管理の公園に設置することができます。



### 《組織の結成・助成に関するここと》

- ◆中央区地域づくり支援課 TEL 221-2169
- ◆花見川区地域づくり支援課 TEL 275-6224
- ◆稲毛区地域づくり支援課 TEL 284-6107
- ◆若葉区地域づくり支援課 TEL 233-8124
- ◆緑区地域づくり支援課 TEL 292-8107
- ◆美浜区地域づくり支援課 TEL 270-3124
- ◆総務局防災対策課 TEL 245-5113

### 《訓練等の実施に関するここと》

- ◆中央消防署消防課 TEL 202-1615
- ◆花見川消防署消防課 TEL 259-2544
- ◆稲毛消防署消防課 TEL 284-5111
- ◆若葉消防署消防課 TEL 237-7998
- ◆緑消防署消防課 TEL 292-6111
- ◆美浜消防署消防課 TEL 279-0119